

許可23第 3号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7

氏名 株式会社遠藤商会

代表取締役 遠藤 孝一

(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称及び代表者の氏名)

清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第31条第6項の規定により下記のとおり許可する。

平成23年 3月25日

清瀬市長

星野

繁



記

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 1. 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物                       |
| 2. 収集運搬の区別      | 収集、運搬                          |
| 3. 運搬先          | 柳泉園等                           |
| 4. 作業場所         | 清瀬市内の限定する場所（許可条件内）             |
| 5. 業者番号         | 許可23第 3号                       |
| 6. 許可の有効期間      | 平成23年 4月 1日から<br>平成25年 3月31日まで |

この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、清瀬市長に異議申し立てをすることができます。

7. 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令並びに清瀬市廃棄物の処理及び利用の促進に関する条例・施行規則を遵守すること。
- (2) 再資源として活用できるものは、可能な限り分別し有効活用を図ること。
- (3) 清瀬市の行政区域外の廃棄物が混入しないよう明確に遂行すること。
- (4) 次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部、若しくは一部の停止を命ずることがある。
  - ア 法令、条例又は規則の規定に違反したとき。
  - イ 偽りその他の不正の行為により許可を受けたとき。
  - ウ 許可基準(清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第31条の規定)に該当しなくなったとき。
  - エ 正当な理由がなく1月以上業務の全部若しくは一部を休止したとき。
  - オ その他市に著しく不利益を及ぼす行為をしたとき。
- (5) 次の各号の一に該当するときは、許可証を返還すること。
  - ア 許可の有効期間が満了したとき。
  - イ 許可を取り消されたとき。
  - ウ 業を廃止したとき。
  - エ 業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。
- (6) 申請時の記載内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- (7) 許可区域  
 清瀬市内の排出事業者に限る。又排出事業者の追加・変更が生じた場合、収集先一覧表を提出すること。又、柳泉園に搬入する廃棄物については、清瀬市市民生活部環境課経由で柳泉園の搬入承認書を取得しておくこと。

変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	印